第1号様式(第9条関係)

第1号樣式(第9条関係)				
		条 例 見 直 し _{作成年度} _{平成}	調 書 26年度 次回見直し予算	E 平成 31 年度
条	/Fil 47			
-	例 名	都市計画法第 34 条第 12 号の規定による開発許可等の基準を定める条例		
条	例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 63 号 法 規 集 第 12 編第 1 章		
所	管室課	県土整備局建築住宅部建築指導課		
条 例 の 概 要 都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域内における開発行				
の許可等について基準を定めた条例である。				
	視 点	検 討 内	容	備考
検	必要性	本条例は、市街化調整区域における	5開発行為等の許可基準	
	現在でも	て 現 _{在でも} として都市計画法の規定に基づき定めているもので、これ		
	必要な条	で適用実績もあり、今後も必要不可欠である。		
	例か。			
	有効性	本条例は、市街化調整区域に係る開	【改正検討条文】	
	現行の内となるで課題	審査会の議を経ずに定型的に処理し討	F可する基準を定めたも	第2条第5号(既存
	が解決でしたるか。	のであり、手続の合理化、迅速化に資	賢するものである。その	宅地)ほか
		ため、開発審査会の議を経て許可した		
		の積み重ねがあるものは、定型的なものとして、条例の対象		
		とすることについて検討する必要がある。		
	効率性	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域		
	現行の内	現行の内 内における土地利用について許可しても差し支えない開発行		
	的といえ るか。	為等を限定して認めており、建築物の)立地を計画的にコント	
	ロールするものとして十分に機能している。			
	基本方針適	本条例は、都市的土地利用を抑制している市街化調整区域		
	倉性	内の土地利用の整序に資するものであり、「かながわグランド		
	県政の基 本的な方	デザイン」の基本構想の政策分野の「(7)県土・まちづくり」		
討	針に適合	の次の世代に引き継げる持続可能な県土づくりに寄与するも		
	している	のと認められ、県政の基本方針に適合している。		
	(ħ°.)			
	適法性	本条例は、都市計画法の規定に基づく条例であり、その内		
	憲法、法令	容は法の定めの範囲内であるとともに、他の自治体が制定す		
	に抵照し ないか。	る類似の条例で、違憲あるいは違法とする判決が出されてお		
		らず、憲法、法令に抵触しているとは認められない。		
	その他			
見		ではいる。 理由等 理由等		
直		の必要はない。運用の改善等を検討する。 有効性の向上を図るため、条例の改正及		
し 		改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 び運用の改善を検討する。		
結	(4) 改正及び運用の改善等を検討する。			
果	5 廃止を検討する。			